

きょうと健康長寿推進府民会議規約

(名称)

第1条 本会議は、きょうと健康長寿推進府民会議（以下「府民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 府民会議は、府民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援し、府民の生涯にわたる健康づくりを府民運動として、円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(構成)

第3条 府民会議は、この会の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う団体等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

2 構成団体等には、専門分野での研究成果等を踏まえた助言を得るため、学識経験者を含める。

3 府民会議への加入及び脱退については、随時事務局で受付し、役員会で報告する。

(事業)

第4条 府民会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯にわたる健康づくり対策に係る情報の交換に関すること。
- (2) 生涯にわたる健康づくりへの取組の推進及び啓発に関すること。
- (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他生涯にわたる健康づくり推進に関すること。

(役員)

第5条 府民会議に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 役員 15名以上20名以内
- (3) その他必要な役員

2 代表は、京都府知事をもって充てる。

3 代表は、府民会議を代表し、会務を総理する。

4 代表に事故あるときは、代表があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

5 役員は、構成団体等のうちから、総会において選任し、個人又はその団体の代表等をもって充てる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(機関)

第7条 府民会議に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第8条 総会は、府民会議の構成団体等で構成し、代表が招集して次の事項を決定する。

- (1) 府民運動の展開の方針に関する事。
- (2) 府民運動の普及啓発に関する事。
- (3) その他役員会において必要と認める事。

2 総会に総会議長を置く。

3 総会議長は、代表が務める。

(役員会)

第9条 役員会は、役員で構成し、代表が招集して次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画・事業報告に関する事。
- (2) 規約の改廃に関する事。
- (3) その他代表が必要と認める事。

2 役員会に役員会議長を置く。

3 役員会議長は、役員互選によって定める。

4 役員会の議事は、出席者の過半数で決定する。

(部会)

第10条 専門分野に係る事項を審議するため、必要に応じ、府民会議に部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、代表が別に定める。

(地域府民会議)

第11条 府民会議に地域府民会議を置く。

2 地域府民会議は京都府保健所単位(複数の場合を含む。)で設置する。

3 地域府民会議は、当該地域での健康づくりへの取組を推進する。

4 地域府民会議の設置・運営に関し必要な事項は、各地域府民会議において定める。

(事務局)

第12条 府民会議の事務局は、京都府健康福祉部健康対策課内に置く。

(会計)

第13条 府民会議の運営に係る経費は、当分の間、京都府においてこれを負担する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、府民会議の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、平成13年11月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年7月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年3月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年6月14日から施行する。